



其の十二

ふるさと御所 歴史探訪

支配の変遷

とも徳川方に味方しました。その戦功によって、元晴は2千石を給わり、父重晴から葛上郡の1万石を分与され、御所に陣屋を置きました。

その後、重晴の遺領のうち葛上郡の6千石を分与されました。また、元晴の長男清治が蟄居になった時、清治が受け継いでいた所領の一部を分与され、最終的に2万6千石余りになりました。

御所藩は、慶長5年（1600）に和歌山藩主桑山重晴の次男桑山元晴が入府したことによって始まりました。桑山氏は、豊臣秀長に仕えていましたが、関ヶ原の戦では、親子共

元和6年（1620）に元晴の次男貞晴が跡を継ぎました。貞晴は、寛永6年（1629）に26歳で亡くなったのですが、子供がありませんでした。弟の栄晴を養子にすることを願い出ましたが、末期養子（本人が亡くなってからの養子）が認められず改易（取りつぶし）になりました。したがって桑山氏の支配は29年

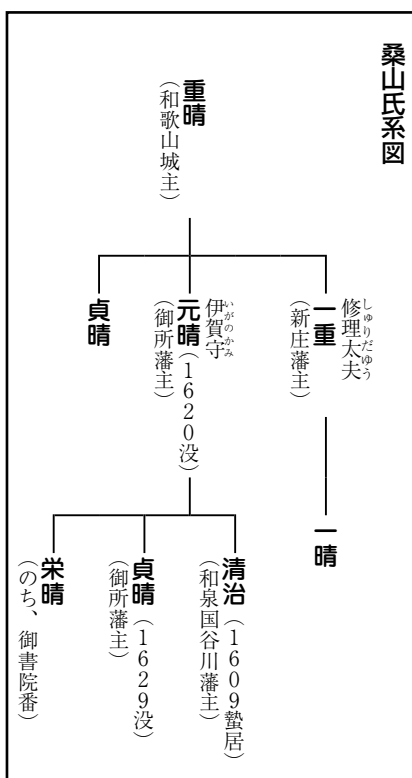


図1

支配の始まり 年号	(西暦)	支配の終わり 年号	(西暦)	期間	所領	支配
慶長5年	1600	寛永6年	1629	29	御所藩	桑山氏領
寛永6年	1629	寛永16年	1639	10	幕府領	京都代官所
寛永16年	1639	延宝7年	1679	40	郡山藩	本多氏領
延宝7年	1679	寛保元年	1741	62	幕府領	今井代官所
寛保元年	1741	延享2年	1745	4	幕府領	芝村藩預り
延享2年	1745	寛政6年	1794	49	幕府領	戒重藩預り
寛政6年	1794	安政3年	1856	62	幕府領	高取藩預り
安政3年	1856	文久2年	1862	6	幕府領	五條代官所
文久2年	1862	慶応2年	1866	4	幕府領	大津代官所
慶応2年	1866	慶応3年	1867	1	幕府領	京都代官所

表1 支配の変遷

間です。桑山氏の概略の系図を図1に示します。桑山氏は、改易になりましたが、その後、栄晴が旗本に取り立てられて、江戸で暮らすことになりました。

江戸時代のはじめから幕末までの御所町の支配の変遷を表1にまとめました。

幕府領には、「代官所支配」と「大名預り」があります。大名預りは、年貢の徴収等を大名に委嘱するものです。代官については、テレビドラマ等では、さまざまな権限が与えられていたようにされていますが、年貢の徴収が主な業務で、権限は限られていたようです。

『奈良県南葛城郡誌』には、寛延2年（1749）の郡内の各村の石高と支配者が書かれています。南葛城郡はすべて御所市になったわけですから、これによって市内の支配の状況がわかります。なお、忍海郡の村々（御所市に編入されたのは、北小林・北十三・東辻・今城・柳原・出屋敷の6ヶ村）は新庄藩永井氏領でした。

葛上郡（南葛城郡）の内訳は、幕府領が約63%、永井氏領が約25%、小室藩（現、滋賀県）小堀氏領が約8%、旗本桑山氏領が約4%です。小堀氏の藩祖は、茶道で有名な小堀遠州（政一）です。豊臣秀長に仕えていたことから、御所に領地を得たのでしょう。

明治以降の行政の変遷を表2に

表2 行政の変遷

年号	(西暦)	行政の名称または変化
慶応4年 (明治元年)	1868	大和鎮台→大和鎮撫総督府 →奈良府→奈良県葛上郡
明治4年	1871	奈良県第9大区第1小区
明治9年	1876	堺県第4大区第4小区
明治11年	1878	堺県葛上郡
明治14年	1881	大阪府葛上郡
明治20年	1887	奈良県葛上郡
明治29年	1896	奈良県南葛城郡
昭和33年	1958	御所市

示します。一時、奈良県は堺県と合併し、その後、堺県は大阪府と合併しました。堺県のことがよく話題になりますが、約5年間で大阪府から元の奈良県に戻す運動（再配置運動）が起こり、明治20年（1887）に戻りました。この運動で活躍されたのが、奥野信亮さんの曾祖父（ひいおじいさん）の奥野四郎平さんです。

永井氏は、慶応2年（1866）に陣屋を新庄から櫛羅に移しました。明治4年（1871）7月に廃藩置県によって、永井氏領は「櫛羅県」になりました。しかし、3府302県にもなったことから、同年11月に奈良県に統合されました。（文責 中井陽一）